

京都市と畜場条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第45号）

（中央卸売市場第二市場業務課）

京都市と畜場の再整備により、老朽化したと室等を廃止し、新たにと室等を設置することに伴い、と室等の使用料の限度額を改定する必要があるため、次のとおり京都市と畜場条例の一部を改正することとしました。

区 分		単 位	使用料	
			改正前	改正後
と室	牛及び馬	1 頭	1,983円	2,483円
	子牛, 子馬, め ん羊及び山羊		604	730
	豚		604	730
副生物処理室		1平方メートル	364	4,137
従業員控室		につき1月	857	2,119

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第45号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中	「	<table border="1"><tr><td>1,983 円</td></tr><tr><td>604</td></tr><tr><td>604</td></tr></table>	1,983 円	604	604	を	「	<table border="1"><tr><td>2,483 円</td></tr><tr><td>730</td></tr><tr><td>730</td></tr></table>	2,483 円	730	730	に,
	1,983 円											
	604											
604												
2,483 円												
730												
730												
	」			」								
	「	<table border="1"><tr><td>364</td></tr><tr><td>857</td></tr></table>	364	857	を	「	<table border="1"><tr><td>4,137</td></tr><tr><td>2,119</td></tr></table>	4,137	2,119	に改める。		
364												
857												
4,137												
2,119												
	」			」								

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市と畜場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第二市場業務課)